

令和5年12月25日

◎土森副委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時57分開会)

◎土森副委員長 御報告いたします。

明神委員長から、所用のため本日の委員会を欠席される旨の申出がありましたので、副委員長の私が委員長の職務を行うこととします。

《委員長報告取りまとめ》

◎土森副委員長 本日の委員会は、委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、第2号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第15号議案、第16号議案、以上6件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育を進めるための請願について」及び請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、東京事務所の賃借料等の債務負担行為について、執行部から、令和6年度から令和9年度までの4年間の賃貸借契約の更新に係る費用であるとの説明がありました。

委員から、東京事務所を都道府県会館に設置する場合と、現在の場所に設置する場合との、それぞれの利点等についてどう考えているかとの質疑がありました。

執行部からは、都道府県会館は中央省庁エリアと隣接しており、国からの情報収集や県の情報発信等においてメリットがあるが、現在の場所は、JR山手線や地下鉄へのアクセスが良く、企業訪問等、産業振興支援において利便性が高いことから、現在の場所が最適であると判断しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料の債務負担行為について、執行部から、令和2年度から市町村立学校で導入されている統合型校務支援システムについて、令和6年度から令和10年度まで継続利用するための契約更新に係る費用であるとの説明がありました。

委員から、今の時代においては、システム等による校務支援が不可欠となっている。デジタル化により教員の働き方改革を後押しするとともに、確保された時間を教員が児童生徒や保護者と接するために活用してほしいとの意見がありました。

執行部からは、システムの活用によって業務の効率化を図り、空いた時間を教員の本来の業務に充てることが主な目的であり、今後も市町村と連携し、システムの活用を推進していくとの答弁がありました。

別の委員から、県立学校校務支援システムの運用保守についても同一の事業者が受託しているが、市町村立学校校務支援システムとの統合や、運営保守委託の契約を一つにまとめる等の考えはあるかとの質疑がありました。

執行部からは、両方のシステムを同一の事業者が運用保守していることで、双方のデータ関係がしやすい等のメリットがある。今後、契約の更新時期を見計らいながら、システムの統合や契約の一本化等についても可能性を検討するとの答弁がありました。

別の委員から、指導要録など、個人情報を含む情報の管理が重要になると思うが、保管を電子データと紙のどちらで行うかについて、どのような指針の下で市町村への指導等を行っているかとの質疑がありました。

執行部からは、情報の保管方法については各自治体が判断することとしているが、県としては、デジタル化による効率化について積極的に周知した上で、電子データによる保管を促していくとの答弁がありました。

次に、基礎学力把握検査等委託料の債務負担行為について、執行部から、県立学校の生徒の学力状況を確認し、教員の指導改善につなげるため、年2回の学力定着把握検査の実施と結果分析を委託するための費用であるとの説明がありました。

委員から、例えば1年生の場合、入学試験が行われた後すぐに検査が行われるなど、生徒にとって負担が大きい。また、全県的に統一して行うのではなく、個々の学校で判断し、実施するのがよいのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、生徒にとって一定の負担はあるが、検査の実施は、全校の学力状況の把握や教員の指導改善において必要なものである。また、全国で一定数の生徒が受ける検査であるため、全国的な指標を基に学力の定着状況を把握する上で重要なものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

会計検査院の現地検査の結果について、執行部から、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和 2 年度の地方創生推進交付金を活用した補助事業で、補助先の市町村が、県からの補助金と国の交付金を重複して充当し、県と市町村の合計交付金額が国の定める補助率を超過したことがあることなどが判明した。当該事案については、令和 5 年度中に県から国に対して交付金の返還手続を行うとの報告がありました。

委員から、市町村が、国と県の補助金を重複して充当していたことについて、県だけで返還するのは適切ではないのではないかととの質問がありました。

執行部からは、事例ごとに判断することになるが、今回は、市町村への補助を総括的に取りまとめる立場として、県からの注意喚起に不十分な点があったこと等を勘案し、県が返還を行うこととしたとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎土森副委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ なし

◎土森副委員長 正場に復します。

それでは、ただいま協議しました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。なお、細部の調整については、正・副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎土森副委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎土森副委員長 それでは次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ること、御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎土森副委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《出先機関等調査について》

◎土森副委員長 次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査に当たり、本委員会において、民間施設等を含めた、予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定について御説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、お配りしております A 3 の資料のとおりでござ

ございます。

この資料の上段には、平成 29 年度以降の調査実績の一覧表を、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方（案）について記載しております。

令和 6 年度の欄には、調査実施対象の考え方（案）に沿って出先機関等調査を行う場合の調査先を、仮で記載しています。

資料の 2 枚目、3 枚目には参考として、昨年度と本年度の当初の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、出先機関等調査と併せて視察すべき民間施設等がありましたら、1 月 19 日までに事務局に御連絡ください。民間施設等に視察の受入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2 月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。

2 月定例会で御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎土森副委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ なし

◎土森副委員長 正場に復します。

それでは、先ほどお配りしました資料を参考にいただき、調査すべき施設等、御意見がございましたら、1 月 19 日までに事務局までお知らせください。

その後、正・副委員長で日程等の調整を行い、2 月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議をいただくことといたします。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(10 時 8 分閉会)